

Tokyo Tobihino Rotary Club



会長テーマ

会員同士の親睦を深めると共に、
地域社会の奉仕を拡大していく。

2024-25 Weekly Report vol.37-36



会長 仙波秀夫



幹事 日高紬子

2025年4月8日(火) 第1718回 通常例会 於:飛火野事務所

■司会 SAA委員会副委員長 波口真治会員

■開会点鐘 会長 仙波秀夫会員

奉仕の理想 今月の歌 花

■ニコニコ報告 出席委員会副委員長 鎗田 泉会員

1.メッセージ後記

今日は花まつり、入学式でピカピカの1年生が親に連れられて歩いていました。桜の花びらが車窓から舞い込んできました。春の息吹を感じました。守重会員地区米山奨学委員会への出席ご苦労様です。(編集子)

2.月例記念品贈呈 (仙波会長より発表)

■出席報告 出席委員会委員長 河野和正会員

報告後記

■会長報告 会長 仙波秀夫会員

ETC システム障害

4月6日の未明から8都県の高速道路の料金所で発生していたETCの障害について、7日 東京・神奈川・静岡・山梨・長野・愛知・三重・岐阜の8都県のあわせて106か所に広がりました。原因は、深夜割引の見直しのシステム改訂を行ったことですが、詳しいことは、判明していないようです。判明しているが、発表できないのかわかりませんが、システム屋が想像する要因は、

【1. デグレードテストの甘さ】

プログラムに機能を追加したり変更を加えたことによって、今まで普通に動いていた部分が動かなくなっていないかを確認するためにやるテストのこと。

【2. 改訂前のシステム環境の復元対応】

システム改訂前の実行環境にいつでも戻せる体制

【バグ】

バグは、ソフトウェアに含まれる欠陥や不具合を指します。バグのあるソフトウェアは、予期せずエラーを発生させたり、プログラマーの意図と異なる動作をしたりします。バグを発生させないようにするには、開発の初期段階から原因を把握し、予防策や検出方法を組み込むことが重要です。

【バグの原因の例】

プログラミング言語の構文ミス、論理的な誤り、設計ミスなど仕様設計時にカバーできていないケースや、要件を具体化する際のミスなどシステムが実現不可能な仕様を設定してしまうなどがあります。『利用者に迷惑をかけない、顧客満足は当たり前、お客様に感動を』しゅうぶんなシステム検査を行いバグ0で、提供できるよう精進したいと思います。

■幹事報告 幹事 日高紬子会員

1.ガバナー月信が届きました。

2.八王子RC・八王子西RC・八王子東RC・八王子南RC例会の案内が届きました。

3.井の頭RC事務所移転の案内。

4.日野消防署署長交替の案内。

5. 5月10日の新撰組まつりスタンプラリーの受付をしますが、8:30~5:00まで都合のつく方参加してください。終日でなくても構いません。

■委員会報告 米山記念奨学委員会委員長 河野和正委員長

米山奨学金寄付会員に記念品(米山功労者マルチブル)が、届いたので贈呈。 中澤 洋会員・河野和正会員・藤野益夫会員・水野功会員。

■委嘱状 米山奨学学生カウンセラー 日高紬子会員・守重昌之会員

■例会場借用交渉進捗状況 SAA委員会委員長 大貫寿会員

日野南JA東京日野支店会議室借用交渉は、JAさんの新年度事業のスケジュールもあることから調整してもらっています。借用の方向です。

■新年度地区研修協議会について 会長エレクト 小高俊明会員

次年度研修協議会が5月19日行われます。会長・幹事・各委員会委員長は必ずご出席ください。朝9時から夕方まで終日です。

■卓話講師紹介 副幹事 御幡光広会員

日野税務署管理運営部門統括室統括官の浅川泰基様に日本国憲法に定められた国民の3大義務である、教育 勤労 納税のうち本日は、納税義務についてお話をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

■卓話 テーマ「キャッシュレス納税について」浅川泰基様

ご持参いただいた資料を基にキャッシュレス納税について次のようにお話させていただきました。

【キャッシュレス納付】

まずは、キャッシュレス納付について説明いたします。キャッシュレス納付とはその名のとおり、お金をさわらず、持ち歩きず納税する手段のことです。お手元にあります「暮らしにとけこむキャッシュレス納付!」というリーフレットをご覧ください。こちらは、昨年の5月に開催された「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」に参加した関係団体と国税庁が共同で作成いたしました、国税・地方税共通のリーフレットとなります。リーフレットの裏面4ページをご覧ください。

国税の納付に利用できるキャッシュレス納付の種類は、こちらにありますとおり「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング等による電子納税」、「振替納税」、「クレジットカード納付」及び「スマホアプリ納付」といった様々な方法がありますが、まずは、皆さまもよくご存じであります「振替納税」から説明をさせていただきます。

振替納税はこちらにも記載されていますように「個人」の納税者のみが利用できるものとなっております。法人の方はご利用できません。所定の届出書を銀行か税務署に提出していただいて利用可能となります。最近ではオンラインでの提出も可能となっております。

さらに所得税と個人の方の消費税だけしか利用ができませんので、個人の方であっても源泉所得税(従業員の給料から天引きして納付する税金)や贈与税、及び相続税には利用できないものとなっております。そして口座から引き落とす日はそれぞれの税目の申告期限(納付期限)ではなく、その日からしばらく日にちが経ったあととなります。例えば、所得税の申告期限は3月15日ですが引き落とし日は毎年4月20日過ぎごろとなっております。次にリーフレット4ページの一番上で「おすすめ」マークがあります「ダイレクト納付」についてご説明させていただきます。

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して、事前にご希望の預金口座を届出することで、e-Tax上での簡単な操作で納付できる方法で、国税の全税目に対応しています。また、取り扱いが自治体により異なる場合がありますが、地方税でも概ね全ての税目に対応しているとのこと。ただし全ての金融機関でご利用できるわけではないので、国税庁ホームページなどで確認していただきたいと思います。

こちらのダイレクト納付は個人法人の方両方利用可能となっております。利用するにあたっては①振替納税と同様で「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」というものを税務署に提出する必要があること②「電子申告・納税等開始届出書」を税務署に提出して「利用者識別番号」というものを取得していることが条件となります。利用者識別番号は16ケタの番号で電子申告をする際に必要なものとなります。「電子申告・納税等開始届出書」は書面のものもありますが、基本的には国税庁のHPでパソコンやスマホで提出することができて、そちらの方が自身の利用者識別番号がどんなものになったかすぐに分かって便利です。ダイレクト納付も書面と個人の方はオンラインでも申し込みができます。書面で提出の場合は利用できるまでに1か月くらい、オンラインの場合は1週間程度で利用可能のメッセージがメッセージボックスに届くと聞いております。

また、ダイレクト納付を始める際に、お伝えしたいことがもうひとつあります。お配りしたリーフレットをご覧くださいと、「e-Taxによる口座振替」、つまり口座引き落としとありますが、ダイレクト納付を申し込んで、申告書をe-Taxで送信すれば、その申告書で算出された納税額が、後日、振替納税のように自動的に引き落としされるものではありません。引き落としをしてもらえるようにするには「もうひと手間」手続きが必要になります。その「もうひと手間」の手続きというのは、申告書等を提出して納付することとなった税金を「すぐに口座から引き落とすのか」あるいは「期日を指定して引き落とし日を決めるか」を選択してダイレクト納付を実行することです。この作業をしていただかないと引き落としは実行されません。これを知らない方がたまにいらっしゃる。この場合の「期日を指定して納付」で指定できる一番遅い日というのは、「納期限」の日付になります。納期限を過ぎた日付の指定はできません。申告書等を送信した後のメッセージボックスからのダイレクト納付の流れが分かるものをお配りしております。「メッセージボックスからのダイレクト納付」とあるペーパーをご覧ください。ダイレクト納付のメリットはお配りした「ダイレクト納付5つのメリット」をご覧ください。

そして、このダイレクト納付に、昨年の4月より新たなサービスが開始されました。「自動ダイレクト」という機能です。自動ダイレクトとは、e-Taxの申告書等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れた上で、申告書等データを送信することで、申告と納税が同時に完了する機能となります。自動ダイレクトという名前ですが、これも申告書等を送信するだけで自動的に口座から引き落とされるわけではなく、先程も申しましたとおり「自動ダイレクトを利用する」旨のチェックを入れる、というひと手間を実行しないと引き落としはされないということになります。

自動ダイレクトをご利用いただいた場合の口座引き落とし日は、各申告手続きの法定納期限になります。そのため、法定納期限ではない、少し早めの日に引き落としをして欲しいといった場合は、自動ダイレクトのチェックを入れないで、申告手続後のメッセージボックスに格納される受信通知から「すぐに納付」が「納付日を指定する」を選択して納付手続きをしていただければと思います。先程「メッセージボックスからのダイレクト納付」で説明させていただいた流れになります。自動ダイレクトはある意味、申告書送信後の手続きを忘れてしまいそうな方におすすめかもしれません。ただし、引き落とし日は法定納期限以外、選べません。また、自動ダイレクトには注意事項がありまして、お渡ししているリーフレットをご覧ください。赤い文字で法定納期限当日に申告手続きした場合の引き落とし日は、翌取引日となっております。そして、法定納期限当日に申告手続きをする場合、納税額に限度額もあって、その金額が記されていますが、金融機関ごとの利用可能額があるようですので、その金額が、この表にある金額よりも低い場合はその額となります。

以上がダイレクト納付の説明となります。ダイレクト納付は電子申告をしている個人・法人の方におすすめします。特に先程ご覧いただいた「メッセージボックスからのダイレクト納付」でご説明しましたが、源泉所得税などを納付する方には特におすすめします。また、税理士さんに申告書の送信をお願いしている方は、税理士さんにやっていただくことも可能です。

次にご説明させていただくのは、インターネットバンキング等による納

付です。インターネットバンキング等による電子納税には、「登録方式」と「入力方式」がございます。登録方式とは、「申告書データ」や「納付情報データ」を送信した後に、受信した納付情報等に対応する納付区分番号を使用して電子納税を行う方法です。登録方式では、ほぼ全税目の納税が可能です。入力方式とは、e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、ご自身で納付目的コードを作成・入力して納税を行う方法です。そのため、直接インターネットバンキングのページの画面で入力する手続きとなります。入力方式は、申告所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、消費税の納付が可能です。インターネットバンキング等のシステムにログインしてページの画面に入っていただきますと、まず「収納機関番号」を入力するところがあると思います。そこには「00200」を入力します。その次に「収納機関納付番号」の欄に納税する方の「利用者識別番号」を入力。そして「収納機関確認番号」欄には「納税用確認番号」というものを入力します。納税用確認番号というのは、先程、電子申告をする場合に必ず必要となる利用者識別番号を取得する手続きで「電子申告・納税等開始届出書」の提出が必要とお話ししましたが、この手続きをする際に個人の方は自動的に「和暦の生年月日」が「西暦4桁の下2桁を使用した生年月日」いずれも6桁の番号が設定されます。変更も可能ですがたいがいの方は生年月日のままかと思います。法人の方は任意で設定する形になっております。この番号が分かりませんとインターネットバンキング、ATMからの納税はできないこととなります。分からなくなった場合は再設定が可能です。その次に「収納機関納付区分」欄に納付区分番号を入力、そして最後に納税額を入力して、送信となります。この納付区分番号を受信通知に記載しているものを使用するのが登録方式ですが、入力方式はそれを使用せず、納付目的コードを入力して送信する方法です。この納付目的コードの内訳は①税目番号(3ケタ)②申告区分コード(1ケタ)③元号コード(1ケタ)④課税期間(2ケタか6ケタ)となります。この納付目的コードの詳細は国税庁ホームページで確認していただくか、税務署等にお聞きになってください。登録方式でやりますと最後の納税額は自動的に表示されますので入力不要ですが、入力方式は納付金額も入力することになります。インターネットバンキングやATMのページで納付する場合は「利用者識別番号」や「納税用確認番号」が分からないとできませんので、お気を付けください。

次にまいります、クレジットカード納付です。クレジットカード納付はお配りしたリーフレットに記載があるとおり、「国税クレジットカードお支払いサイト」にアクセスして、必要事項を入力し、納付していただくという流れになります。ですので、金融機関は当然のこと、コンビニエンスストア、税務署の窓口ではクレジットカードによる納付はできません。

クレジットカード納付もほぼ全ての税目が納付可能ですが、「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付するのではなく、e-Taxの受信通知からでないと納付できないもの(源泉所得税の自主納付など)があります。クレジットカード納付では納付額に応じた決済手数料がかかります。最初の1万円までは消費税込みで99円で、以後1万円を超えるごとに99円(消費税込み)の金額が加算されます。またクレジットカードで納付ができる金額は、1,000万円未満かつクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料含む)です。利用可能でないカードもありますので、国税庁のホームページで確認してください。クレジットカード納付は電子申告をしていなくてもできます。利用者識別番号や納税用確認番号等を入力する画面はございません。ただし決済手数料がかかります。

最後はスマホアプリ納付です。スマホアプリ納付とは、「国税スマートフォン決済専用サイト」から納税者の方が利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。こちらほぼ全ての税目が納付可能です。こちらのスマホアプリ納付は今年1月までは、e-Tax(電子申告)を利用していなくても利用可能でしたが、2月1日から、基本的にはe-Taxを利用していないとできないものになりました。最初にご説明いたしましたダイレクト納付のように、申告書等を送信したあとにメッセージボックスで受信する「受信通知」から「国税スマートフォン決済専用サイト」に入ってください。納付、という手続きになります。スマホアプリ納付は、納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。クレジットカード納付と違って決済手数料はかか

りません。ここまでは、キャッシュレス納付についての説明になります。

【納税証明書のオンライン請求】

そして納税証明書のオンライン請求につきましても、少々お時間をいただいて、皆さまにご紹介させていただきたいと思います。納税証明書はスマホで請求・受取できます!というリーフレットをご覧ください。納税証明書とは納税額や所得金額、あるいは現在未納がないことを証明する書類として、入札参加資格を得る場合や、各種登録申請時の添付資料、資金借入時の提出資料といった様々なケースで、官公庁や金融機関から求められます。本人(代表者)、もしくは委任を受けた代理人の方が税務署にご来署いただき、請求を行うことになります。この納税証明書には発行手数料がかかります。

本日はスマホで請求から受け取りまでできる、PDFファイル形式での電子納税証明書についてお話をさせていただきます。これまで、書面の納税証明書が必要な場合は、税務署の窓口で受け取るか、ある程度の日数が必要となる郵送による請求の2つしかありませんでした。そこで令和3年7月に、オフィスやご自宅のプリンタでの印刷可能な「PDFデータでの納税証明書」の取得が可能となり、令和4年9月からはスマホでのご利用も可能となっています。主な請求から受け取りまでの流れについては、リーフレット表面の下の方の3ステップとなります。まず、ステップ1ではスマホでe-Taxホームページからログインしていただき、「納税証明書の請求(電子交付用)」を選択していただけます。次にステップ2では、どのような納税証明書が必要かの情報を入力していただいた後、ご本人のマイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与します。なお、e-Taxにホームページにマイナンバーカードでログインした方は、この作業は不要です。ステップ3では、メッセージボックスに手数料の案内が格納されますので、インターネットバンキングをご利用の方はインターネットバンキングで、インターネットバンキングをご利用していない場合はATMで発行手数料を納付していただけます。税務署において、発行手数料の納付の確認がとれた後、納税証明書データがダウンロードできるようになりますので、書面の納税証明書が必要な場合には、ご自宅のプリンタ、コンビニのプリンタから印刷して提出してください。

このように3ステップで、「税務署に行かずに」書面の納税証明書が手に入るPDFデータの納税証明書ですが、納税証明書の請求頻度が多い方にとっての最大のメリットは、リーフレットの上段のメリット2とメリット3に記載しております手数料面です。1枚取得される場合は税務署の窓口での請求の400円より30円安くなるだけですが、頻繁に請求される方や大量枚数を請求される方は、PDFデータを利用すると1枚分の発行手数料370円で、メリット3にある期限内であれば、何度でも何枚でも印刷が可能です。(ちなみにメリット3の「期限内」とはメッセージボックスに発行受付結果、つまり発行準備が整った旨の通知が配信されてからの90日間となります。)

また、例えば多くの支店をお持ちの企業様においては、本店でPDFデータを取得し、メールで支店にPDFデータを送付するという方法で、BPR(業務改善)を行うことも可能となります。大変メリットの大きい取得方法ですので、是非ご利用いただければと思います。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方は、リーフレット裏面の「方法1 オンラインで請求後、窓口で受取」に記載されている税務署窓口で受け取る方法をご利用いただけます。こちらの受取方法は、免許証などの本人確認書類を持って税務署に行く必要がありますが、オンライン請求することによって手数料も若干ですがお得になり、かつ窓口での待ち時間が「税務署に行ってから書面の交付請求書を書いて交付を受ける」場合とくらべ、窓口での待ち時間が短いというメリットもありますので、併せてご利用いただければと思います。

【終わりに】

以上で、簡単ではございますが、キャッシュレス納付及び納税証明書のオンライン請求方法についてご紹介させていただきました。

ご利用にあたり、不明な点等ございましたら、国税庁ホームページをご覧ください。当税務署の管理運営部門までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

■謝辞 会長 仙波秀夫会員

今年クレジットカードでキャッシュレス納税しました。社会的に現金での決済が減る中、納税もキャッシュレスの利用が増えてくるかと思います。本日キャッシュレス納税についてその方法を詳しくお話しいただき勉強になりました。謝辞だけとなりますがありがとうございました。

■閉会点鐘 会長 仙波秀夫会員



出席報告	総数	出席	MU前	MU後	欠席	出席率
第1718回	27	22	1	-	4	85.2
第1716回	27	17	7	0	3	88.9

ニコニコBOX	本日 26,000円	累計 878,363円
	本年度目標額1,200,000円	達成率73.1%

※今週のメイクアップ 水野さん

※先々週の後メイクアップ なし

ニコニコメッセージ

仙波秀夫さん・先日の日曜日に、近くの公園でかみさんと2人で花見をしました。ほんとの満開でした。夕方でもあり、風がふく寒かったのですそうそうに帰宅しました。日野税務署管理運営部門統括室 浅川様卓話よろしくお願いします。

小高俊明さん・本日は花まつり、桜も満開入学式の新入生の皆さんを見ることが出来ました。良い一日です。

御幡光広さん・例会に向かう途中、車の窓を開けて走らせていると桜の花びらが舞いこんできました。お土産としてそのまま家に持ち帰ろうと思います。

梅田俊幸さん・本日は、孫の入学式でした。母校の二中です。今日の卓話は税務署の浅川様です。宜しくお願い致します。

守重昌之さん・先週、米山奨学委員会に出席して来ました。出向するまで米山奨学のことを全く理解していませんでしたが、出向したことでロータリークラブの奥深さや存在会を発見しています。又、参加委員の熱心さにも驚いています。新人メンバーでロータリークラブを早く理解したい方にはお勧めです。

中澤 洋さん・桜の花まっさかり、先日は石和の温泉の花見と浅間神社に行きました。ポリオのゴルフの時も桜最高でしたが、スコアはいまいちでした。

河野和正さん・昨日 4/7期日前投票に家内と一緒にきました。帰りに2人で桜見物で花見をしました。久しぶりの休日でした。本日の卓話浅川様宜しくお願いいたします。

山本光一さん・日野税務署、浅川様本日の卓話宜しくお願い致します。

長田洋一さん・一曜日に長女夫婦と食事をし、出産予定日の9月13日に生まれてくる子供の性別が男の子だそうです。おじいちゃんになるのが楽しみです。本日は、浅川様卓話よろしくお願いします。

大貫 寿さん・暖かいせいか雑草の伸びが早く毎日草刈りしています。日野特産トマトの販売が始まっています。

藤野益夫さん・卓話よろしくお願いします。

鎗田 泉さん・満開の桜を観ながら歩いて来ました。良い季節になりました。浅川様、本日の卓話どうぞよろしくお願いいたします。